

【応募施設用】
2019年度
新規ユニットリーダー研修実地研修施設
募集要項

2019年2月

- 別紙3-1 新規ユニットリーダー研修実地研修施設募集説明会参加申込書
別紙3-2 新規ユニットリーダー研修実地研修施設応募申請書
別紙3-3 ユニットリーダー研修実地研修施設選定調査票（自己評価用）
別紙3-4 現地調査受入可能日回答書
別紙3-5 ユニットリーダー研修実地研修施設応募承諾書

- 別紙地図 ①特別養護老人ホームくぬぎ苑
②介護老人福祉施設花友にしこうじ
③東京 YWCA 会館

一般社団法人 日本ユニットケア推進センター

1. 募集の目的

一般社団法人日本ユニットケア推進センター（以下、「推進センター」という。）が開催する、ユニットリーダー研修開催へのご協力をいただくユニットリーダー研修実地研修施設（以下、「実地研修施設」という。）を全国各地域に推進するため募集します。

2. 実地研修施設の役割

- ユニットリーダー研修は、講義・演習研修（3日間）においてユニットケアの理論と具体的なケア方法を学び、実地研修（3日間）及び受講者によるプレゼンテーション（1日間）においてその実践の状況を確認していただきます。そのため実地研修施設の役割は研修中、特に重要なものとなります。
- また、実地研修施設には、ユニットケア研修受講施設の受講後のフォローアップ研修へのご協力や相談・見学の対応等、各地域でユニットケアを推進するためにリーダー的な役割を担っていただくことを期待しております。

3. 実地研修の受け入れについて

実地研修施設としての指定を受けた場合であっても、既に当該地域に多数の実地研修施設がある場合、又は、ユニットリーダー研修の応募状況の多寡等により、実地研修の受け入れをお願いできない場合もございますのでご了承いただきますようお願いいたします。

4. 選定基準について

厚生労働省が定める実地研修施設の選定は、以下の4つの条件をすべて満たす施設であることとなっています。

選定基準	
①	ユニットケア実施後3年以上経過していること。
②	ユニットケア施設管理者研修修了者及びユニットリーダー研修修了者が2名以上勤務していること。
③	厚生労働省が定めるユニットリーダー研修実地研修施設選定調査票（以下、「選定調査票」という。）（別紙3-3）の自己評価及び推進センターが実施する現地における調査の調査結果が、総点の7割以上であること。
④	推進センター内に設置されているユニットリーダー研修実地研修施設選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、実地研修施設として適切であると認めた施設であること。

5. 応募条件について

以下の①～⑧の条件を全て満たす施設であることとします。

応募条件	
①	2019年4月12日・19日・23日開催の新規ユニットリーダー研修実地研修施設募集説明会（以下、「新規募集説明会」という。）いずれか1ヶ所に、 <u>施設管理者が参加した施設であること。</u> なお、ご参加頂けなかった場合には、応募を受付けることはできませんのでご了承下さい。
②	都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）のユニットケア研修担当部（局）長より、ユニットリーダー研修実地研修施設推薦書に基づき、推薦された施設であること。
③	過去に重大な過失（各関係法令についての違反、業務停止・指定取り消し・行政処分・不正請求等）がないこと。
④	ユニット型若しくは準ユニット型介護保険施設であること。但し、 <u>単独短期入所施設及び3ユニット未満の施設は不可とします。</u>
⑤	ユニットケア実施開始後3年以上が経過する施設であること。
⑥	ユニットケア施設管理者研修修了者及びユニットリーダー研修修了者2名以上が2019年3月末日現在で在籍している施設であること。
⑦	3日間の実地研修において3名程度の受講者を同時に受け入れること（原則として1ユニットに1名の受け入れ）が可能な施設であること。
⑧	選定調査票（別紙3-3）に基づく自己評価結果が総点の7割以上であること。

6. 募集スケジュール

下表のとおり予定しています。

日 程		内 容	
①	3月29日(金)	新規募集説明会参加申し込みを締め切ります。	
②	4月12日(金)	新規募集説明会	募集の流れ及び調査方法等について、重要な説明をいたします。 4月12日(金) くぬぎ苑(説明・見学) 4月19日(金) 花友にしこうじ(説明・見学) 4月23日(火) 東京YWCA会館(説明)
	4月19日(金)		
	4月23日(火)		
③	5月～6月	承諾書の受領 (地域密着型施設のみ)	貴施設(地域密着型施設)を所管する市町村に対し、新規ユニットリーダー研修実地研修施設応募申請書類一式(別紙3-2)(以下、「新規応募申請書類」という。)1部を提出し、ユニットリーダー研修実地研修施設応募承諾書(別紙3-5)(以下、「承諾書」という。)を受領して下さい。
		新規応募申請書類の提出期限 注：推進センターへの提出は、6月7日(金)	(ア) 貴施設(地域密着型施設を含む)を所管する都道府県等に対し、新規応募申請書類を1部提出し、新規ユニットリーダー研修実地研修施設推薦書(以下、「推薦書」という。)による推薦を頂きたい旨をお伝え下さい。(地域密着型施設は、市町村から受領した承諾書もご提出下さい。)なお、新規応募申請書類の提出期限については、都道府県等へお問い合わせ下さい。 (イ) 推薦書の書式等については、推進センターより都道府県等宛てに別途連絡いたしております。 (ウ) 新規応募申請書類を推進センターへ3部提出して下さい。
④	6月17日(月)	新規応募施設の推薦書提出期限	貴施設から提出された書類審査の結果、相応しいと判断された場合、都道府県等から推薦書を期日までに推進センターにご提出いただきます。 ※貴施設には都道府県等から推薦した旨の通知が送付されます。
⑤	6月下旬～	事前書類審査	推進センターは募集要項の10項「事前書類審査について」を満たしているかを確認します。 書類審査基準を全て満たしている場合は、推進センターが貴施設の現地における調査日を決定し、貴施設及び貴施設を所管する都道府県等(市町村を含む)へ通知します。審査結果によっては、現地調査

			を行わない場合があります。
⑥	8月～10月	現地調査	推進センターより調査員等を貴施設へ派遣し、現地調査を実施します。
⑦	12月上旬	適否の判定	推進センターに設置しているユニットリーダー研修実地研修施設選定委員会で、厚生労働省が定めた実地研修施設の選定基準に従って判定されます。
⑧	12月中旬	選定結果通知	推進センターより貴施設及び貴施設を所管する都道府県等(市町村を含む)に選定結果を通知します。

7. 応募に係る費用について

- 応募に係る費用として、下記のようにご負担いただくこととなります(主に調査に係る実費相当をご負担いただくこととなります)。なお、現地調査が調査員の判断により途中で中断された場合であっても、現地調査料をお支払いいただくこととなりますのでご了承下さい。

費用	金額
書類審査料	32,400円(税込)
現地調査料	108,000円(税込)

- 上記については、後日、請求書を郵送します。

8. 新規募集説明会について

- 開催目的
募集の流れ及び各種提出書類についての諸注意及び現地調査の方法についてお伝えします。
- 開催日程

【九州地区】

日時：2019年4月12日(金) 10:30～16:00

場所：社会福祉法人櫛会 特別養護老人ホーム くぬぎ苑 (別紙地図①参照)

(福岡県飯塚市相田114-1 Tel0948-24-8000)

【近畿地区】

日時：2019年4月19日(金) 10:30～16:00

場所：社会福祉法人市原寮 介護老人福祉施設 花友にしこうじ (別紙地図②参照)

(京都府京都市右京区西京極南庄境町6 Tel075-326-3900)

【関東地区】

日時：2019年4月23日(火) 10:30～16:00

場所：東京YWCA会館 (別紙地図③参照)

(東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館 1Fカフマンホール

Tel03-3293-5423)

※説明会当日には名刺をご持参下さいますようお願いいたします。

- 参加対象者
施設管理者は、必ずご参加下さいますようお願いいたします。ご参加いただけなかった場合には、応募を受付けることはできませんのでご了承下さい。
- 参加申込について
新規募集説明会参加申込書（別紙3-1）にご記入の上、2019年3月29日（金）までに、推進センター宛て、FAX（03-5577-6187）にてご連絡下さい。

9. 新規申請書類の提出について

下表にある書類を、貴施設を所管する都道府県又は指定都市へ1部、推進センターへ3部ご提出いただくこととなります。（地域密着型施設は、市町村へ1部提出いただきます）推進センターへの提出は2019年6月7日（金）【必着】です。なお、詳しい提出方法等については、新規募集説明会にて連絡します。

書類名	
①	新規ユニットリーダー研修実地研修施設応募申請書（別紙3-2） ユニットリーダー研修実地研修施設応募承諾書（別紙3-5）（地域密着型施設のみ添付）
②	施設紹介用のパンフレット
③	職員に理念を浸透させる為の教育用の書類等（事業計画、行動指針等が掲載された職員手帳等）
④	基本的なケア方針や教育マニュアル等の書類
⑤	要介護度4以上の重度傾向にある方2名分・認知症の方2名分、計4名分の下記資料 ・24Hシート（同等の様式、機能であれば可） ・ケアプラン一式 ・入居者のケース記録 *ケース記録は、入居1年以上を経過した入居者とし、おおむね1週間分提出して下さい
⑥	全ユニット分の24Hシート一覧表
⑦	組織図
⑧	ユニットリーダーの役割等が記載された職務規程等
⑨	2019年5月分の全ユニット分の勤務表
⑩	就業規則（介護職員の勤務時間が確認できるもの）
⑪	施設の配置図・各階の平面図・寸法の分かるユニットの平面図（パンフレット不可）

⑫	最寄駅から施設までの案内図・周辺地図等
⑬	修了証書のコピー ・ユニットケア施設管理者研修1名以上分 ・ユニットリーダー研修2名以上分
⑭	ユニットリーダー研修実地研修施設チェックシート（新規募集説明会時に配布します。すべての項目について、その根拠を記載してください。）
⑮	ユニットリーダー研修実地研修施設選定調査票（自己評価用）（別紙3-3）
⑯	現地調査受入可能日回答書（別紙3-4）

※入居者名及び職員名等は削除し、アルファベット等での表記に書き換えて下さい。

10. 事前書類審査について

上記9項により提出していただきました書類について、下記により書類審査を行い現地調査の対象としての適否を判定させていただきます。

審査結果によっては、現地調査を行わない場合がございます。

	審査書類名	審査基準
①	新規応募申請書 平成30年度平均看護・介護職員配置数（総数：常勤換算）及び固定配置の状況等	(ア) 平成30年度の看護職員・介護職員の総数は、常勤換算で平均2：1以上であるか。 (イ) 常勤介護職員は、所属するユニットが決まっており、1ヶ月間の定められた勤務日数のうち、70%以上を当該ユニットで勤務しているか。 *詳細は新規応募申請書（別紙3-2）をご覧ください。
②	基本的なケア方針や教育マニュアル等の書類	ユニットケア研修の指導内容と著しく乖離していないか。
③	就業規則	勤務時間が10パターン以上確認できるか。
④	24Hシート、ケアプラン及びケース記録一式4名分 ・介護度4以上の重度傾向にある方2名分 ・認知症の方2名分	(ア) 24Hシートがユニットケア研修の指導内容に準じたものであるか。 (イ) ケアプラン・24Hシート・ケース記録に連動性があるか。
⑤	組織図	ユニットリーダーの配置及びユニットリーダーの上長となる者の位置付けが確認できるか。
⑥	職務規程（就業規則・組織規程等の公式書類）	ユニットリーダーの職務について記載されているか。

11. 自己評価について

申請には、選定調査票に基づいた自己評価が必要となります。新規募集説明会時に、ユニットリーダー研修実地研修施設チェックシートを配布します。それをもとに自己評価要領等について説明をいたします。

12. 現地調査について

○ 現地調査の方法

- ① 現地調査を行う者（以下、「調査員」という。）は、2～3名程度の複数名で実施します。

*なお、その他若干名の関係者が、オブザーバーとして調査に同行する場合がありますのでご了承下さい。

- ② 調査員は、選定調査票の項目に基づき、以下のように調査を実施します。

- (ア) 各ユニットにおける取組状況の視察
- (イ) 介護記録やケアプラン等の書類の確認
- (ウ) 聞き取り調査

- ・施設長、介護現場責任者
- ・研修受け入れ担当者（介護現場責任者ではない場合）
- ・ユニットリーダー2名以上
- ・一般介護職員及び入居者

- ③ 現地調査の調査時間は、原則として昼食時間（昼食における支援の様子も見る必要があるため）を含めた概ね8時間程度を予定しています。

なお、調査時間については、貴施設の所在地の交通機関等の利用状況により、1日の場合と2日間に分けて行われる場合があります。

○ 調査員

調査員は、下記①及び②の調査員複数名による訪問となります。

- ① 施設整備担当者及び施設指導監督担当者を対象としたユニットケアに関する研修会を受講した者。
- ② ユニットケアを実施して3年以上を経過した施設の施設長等であって、推進センターが実施する調査員研修会を受講した者。

○ 現地調査の日程

下記の①・②をご確認いただき、現地調査の受入が可能な日を現地調査受入可能日

回答書（別紙3-4）にご記入の上、2019年6月7日（金）までに推進センター宛て、FAX（03-5577-6187）にてご提出下さい。推進センターが調整後、2019年7月上旬に調査対象施設に連絡します。

① 2019年8月1日（木）～10月31日（木）の期間で、土日・祝日を除く日程で実施しますのでご協力下さい。

② 現地調査が実施される当日は、施設長・介護現場責任者・実習受け入れ担当者（介護現場責任者ではない場合）・ユニットリーダー2名以上の方々に、必ず立ち会っていただく必要がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査への立ち会いがない場合には、調査を取りやめる場合もありますのでご了承下さい。

○ 調査結果

調査にあたった調査員の合議により結果判定を行います。

13. 適否の判定について

適否の判定は、12項の調査結果をもとに、推進センター内に設置している選定委員会において、厚生労働省が定める実地研修施設の選定基準に従って、判定されます。

なお、選定委員会において再調査と判定する場合があります。

14. 適否の結果について

結果は、2019年12月中旬までに貴施設及び貴施設を所管する都道府県等（市町村を含む）宛てにご連絡します。

15. 現地調査後について

選定結果については、ご希望する施設を対象として、結果説明を行う予定です。詳しい内容につきましては決まり次第連絡します。